規則1号

参加者の安全および衛生の確保ならびに個人情報の保護のために必要な措置について

【個人情報】

1　参加者の安全保障のために名簿を作成すること

2　活動中に知り得た参加者の個人情報については、参加者の不利益にならないよう細心の注意を払うとともに、目的外の使用をしないこと

3　広報等で写真撮影を行う場合は、事前に参加者から同意を得ること

【安全、衛生】

4　活動の際には、参加者およびボランティア、スタッフがボランティア保険などの保険に加入しておくこと

5　参加申込みの際に参加者のアレルギーなどの情報を確認し配慮が行えるようにすること

6　食事の提供を行う場合は、検食を採取し 2 週間以上保存しておくこと